

市・県民税の申告と 所得税の確定申告

市・県民税は2月1日(木)・所得税は2月16日(金)から受け付け



市・県民税の申告

受け付けは2月1日(木)から 3月15日(木)まで

ことしの1月1日現在市内に住んでいた人で、平成18年中に次に該当する人は、市・県民税の申告をする必要があります。



ことしも市役所(本庁舎・下総支所・大栄支所)と市内各地区の会場では、市・県民税の申告と所得税の確定申告、成田税務署特設会場では所得税の確定申告の受け付けを行います。それぞれの申告受付期間を確認のうえ、最寄りの申告会場へお越しください。

また、ことしは2月18日(日)と25日(日)にも、成田税務署特設会場では確定申告書作成のアドバイスと申告の受け付けを、市役所では市・県民税の申告受け付けを行いますので早めに準備をして、なるべく2月中旬に申告をしてください。

報告書が提出されていない人

○給与所得以外に所得があった人

人

○平成18年中に退職し、ことしの

1月1日現在就職していない人

○**公的年金などの受給者で次のいずれかに該当する人**

○公的年金などの所得以外に所得があった人

○扶養控除や社会保険料控除など、所得控除を受けようとする人

○**前年中に所得が無かった人**

平成18年中に所得が無かった人についても、国民健康保険税の算定資料や、非課税証明書交付の資料になりますので、市・県民税の申告書を提出してください。ただし、扶養親族になっている配偶者や子は、申告の必要はありません。

○**その他**

市内に住んでいないが、ことしの1月1日現在に事務所・事業所・家屋敷が市内にある人

ただし、平成18年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税の申告をする必要がありません(所得税の確定申告については6ページを参照)。

○**事業所得などがあった人**

営業・農業(収支内訳書を必ず作成し持参してください)・その他の事業での所得や不動産・配

当などの所得があった人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告を)

○**給与所得者で次のいずれかに該当する人**

○勤務先から市役所に給与支払

所・家屋敷が市内にある人

○市内に住んでいないが、こと

しの1月1日現在に事務所・事業

所・家屋敷が市内にある人

○市内に住んでいないが、こと

しの1月1日現在に事務所・事業

所・家屋敷が市内にある人

申告は最寄りの会場へ

申告は左表のとおり各会場で受け付けします。早めに準備をして最寄りの会場で申告してください。

なお、下総・大栄地区については、申告受付を地区割りしていますので、ご協力をお願いします。

また、2月1日(木)から15日(木)までは、市・県民税の申告(農業所得を除く)のみ受け付けとなりますのでご注意ください。

申告を遅れると...

今回の申告は、平成19年度分の市・県民税を算出する基礎となります。

申告をしないと、児童手当などを受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類の発行ができません。必ず申告をしてください。

※市・県民税の申告について、くわしくは税務課(20-1513)へ。

| 申告会場と受付日 | |
|--------------------------|--|
| 会場 | 受付日 |
| 市・県民税(農業所得を除く)の申告 | |
| 市役所本庁舎2階税務課 | 2月1日(木)～15日(木) (土・日曜日、休日を除く) |
| 下総支所1階税務課 | |
| 大栄支所1階税務課 | |
| 市・県民税と所得税の申告 | |
| 市役所本庁舎6階中会議室 | 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く。ただし、2月18日(日)と25日(日)は受け付けしません) |
| 下総支所2階会議室 | |
| 大栄支所2階会議室 | |
| 公津公民館 | 2月22日(木) |
| 保健福祉館 | 2月23日(金) |
| 久住公民館 | 2月28日(水) |
| 豊住公民館 | 3月 1日(木) |
| 八生公民館 | 3月 2日(金) |
| 中郷公民館 | 3月 7日(水) |
| 三里塚 コミュニティセンター | 3月 8日(木) |

* 受付時間は午前9時から正午までと午後1時から5時までです。ただし、保健福祉館・各公民館・三里塚コミュニティセンターの受け付けは午後3時までです。

* 各会場の受付で番号札をお渡ししますので、順番が来るまでお待ちください。また、申告書には住所・氏名をあらかじめ記入して押印・割印などの準備をお願いします。

* 下総支所および大栄支所については、なるべく地区ごとに指定された日にお越しください。

| 下総・大栄支所申告受付地区割 | | |
|----------------|---------------------------------|--------------------|
| 期日 | 下総支所 | 大栄支所 |
| 2月16日(金) | 猿山 | 伊能1区、2区 |
| 2月18日(日) | 仕事などで平日に申告できない人が対象 | |
| 2月19日(月) | 大菅、ピバランド、鎌部 | 伊能3区、4区 |
| 2月20日(火) | 西大須賀 | 奈土5区、6区、柴田 |
| 2月21日(水) | 芙蓉邸街、三ツ矢、グリーンタウン | 堀籠、村田 |
| 2月22日(木) | 滑川 | 所 |
| 2月23日(金) | 新川、四谷 | 桜田 |
| 2月25日(日) | 仕事などで平日に申告できない人が対象 | |
| 2月26日(月) | 芦ヶ場、日豊、外記林 | 南敷、馬乗里 |
| 2月27日(火) | 成井、地蔵原新田 | 横山 |
| 2月28日(水) | 御林、中里、冬父 | 東ノ台、大沼 |
| 3月 1日(木) | 名木 | 久井崎、稲荷山、中野 |
| 3月 2日(金) | 小帝、新宿、須賀町、横峰 | 津富浦、松子 |
| 3月 5日(月) | 中宿、抱松、内宿、下門前 | 臼作、吉岡第1、第2 |
| 3月 6日(火) | 青山新田、倉水、高倉 | 新田 |
| 3月 7日(水) | 七沢、青山、小野 | 一坪田 |
| 3月 8日(木) | 高岡 | 前林第1、第2 |
| 3月 9日(金) | 大和田 | 水の上 |
| 3月12日(月) | 高、つつしヶ丘 | 川上 |
| 3月13日(火) | 小浮、野馬込 | 官林 |
| 3月14日(水) | 申告の済んでいない人が対象 (早めの申告をお願いします) | 多良貝、大栄十余三 |
| 3月15日(木) | | 吉岡第3、リパティヒル、につぼり団地 |

市・県民税申告、所得税申告のときに必要なもの

- ①印鑑(ゴム製のものを除く)
- ②給与所得者と年金所得者…源泉徴収票の原本(コピーは不可)
- ③事業をしている人…収入や支出が分かるもの
- ④医療費控除を受ける人…源泉徴収票の原本、医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額の分かるもの
- ⑤社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除を受ける人…支払金額の確認できるもの、または証明書
- ⑥障害者控除を受ける人…障害者手帳など
- ⑦住宅借入金等特別控除を受ける人…源泉徴収票の原本(コピーは不可)、住民票(本人のもの)、金融機関の残高証明書、登記事項証明書、売買契約書または請負契約書の写し(土地などの取得がある場合には、土地の登記事項証明書と売買契約書の写しも必要)など
- ⑧所得税の還付を受ける人…申告者本人の預貯金口座への振り込みとなるので、それらの種類や口座番号を分かるようにすること

郵送でも提出できます

郵送で申告書を提出する場合は、次の住所へ送付してください。

- 市・県民税申告
〒286-8585
花崎町760 成田市役所税務課
- 確定申告
〒286-8501
加良部1-15 成田税務署

所得税の確定申告

受け付けは2月16日(金)から 3月15日(木)まで

所得税の確定申告は、2月16日(金)から3月15日(木)まで、成田税務署特設会場(下図参照)と市役所(本庁舎・下総支所・大栄支所)で受け付けます。ただし、次に該当する人は、成田税務署特設会場

○分離課税となる譲渡所得のある人

○事業収入・不動産収入が500万円以上となる人

○青色申告をする人

また、成田税務署特設会場では、2月18日(日)と25日(日)に、確定

申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。

所得税の還付申告

還付申告書は、2月16日以前でも成田税務署特設会場で受け付けていますので、なるべく2月中に申告を済ませてください。また、還付申告書の「自書申告説明会」を下表の日程で行います。これは、申告書を自分で作成する説明会で、当日会場で提出することもできます。

| 自書申告説明会 | | | |
|---------|------------|-----------|--|
| 日時 | 会場 | 対象者 | |
| 2月9日(金) | 午前9時30分～正午 | 市役所6階大会議室 | 年金のみまたは給与と年金が両方あり、住宅借入金等特別控除以外の理由で還付申告をする人 |
| | 午後1時～3時30分 | | 給与所得者で医療費控除の申告をする人(年末調整済み) |

成田税務署から「特設会場」設置のお知らせ

成田税務署では、成田ニュータウンセンタービル4階に特設会場を設け、確定申告などの作成相談を行います。

- 受付時間 午前9時～午後5時
- 会場 成田ニュータウンセンタービル(下図参照)
- 確定申告書の提出・納期限
- ・所得税・贈与税 3月15日(木)
- ・個人消費税 4月2日(月)

会場の「案内

- 交通手段 特設会場には駐車場がありませんので、電車・バスなどをご利用ください。
- JR成田駅西口 千葉交通バス
- ① 番乗り場で、ボンベルタバス下車、徒歩3分

※所得税の確定申告について、くわしくは成田税務署(☎28-5151)または国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)へ。



便利な確定申告書の作成方法

○ホームページ上で作成

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書の作成ができます。申告書は印刷し、そのまま税務署に提出することができます。※くわしくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)へ。

○タッチパネルで作成

税務署の申告書作成会場には、確定申告書の作成が簡単にできるタッチパネル(申告書作成支援システム)を設置しています。

※くわしくは成田税務署(☎28-5151)へ。

○電子申告・納税

国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用すると、国税に関する申告や納税などがインターネットでできます。利用には、事前に電子証明書の取得が必要になります。

※くわしくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)またはヘルプデスク(☎0570-015901)へ。

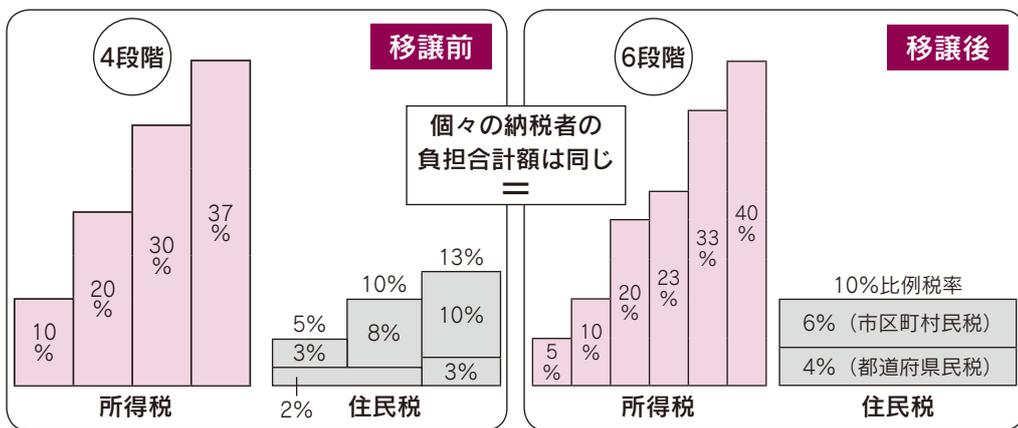
所得税と住民税が変わります

多くの人の負担額が増えることに

平成19年から所得税と住民税が大きく変わります。主な改正点は、所得税から住民税への税源移譲、定率減税の廃止、高齢者非課税措置の廃止に伴う減額措置の削減です。このことにより、多くの人の負担額が増えることとなります。

3兆円の税源移譲

平成19年から地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(住民税)へ税金が移し替えられます。この税源移譲によって、ほとんどの人は所得税が平成19年1月分から減り、住民税は平成19年6月分から増えることとなります。税金の移し替えなので、所得税と住民税とを合わせた負担額が変わることは基本的にありません。※景気回復のための定率減税措置の廃止や皆さんの収入の増減など、別の要因により実際の負担額は変わりますので、ご留意ください。



●夫婦+子ども2人の場合(年額)

| 給与収入 | 税源移譲前(単位:円) | | | → | 税源移譲後(単位:円) | | | 負担増減額 |
|---------|-------------|---------|-----------|---|-------------|---------|-----------|-------|
| | 所得税 | 住民税 | 合計 | | 所得税 | 住民税 | 合計 | |
| 300万円 | 0 | 9,000 | 9,000 | = | 0 | 9,000 | 9,000 | 0円 |
| 500万円 | 119,000 | 76,000 | 195,000 | | 59,500 | 135,500 | 195,000 | 0円 |
| 700万円 | 263,000 | 196,000 | 459,000 | | 165,500 | 293,500 | 459,000 | 0円 |
| 1,000万円 | 688,000 | 442,000 | 1,130,000 | | 590,500 | 539,500 | 1,130,000 | 0円 |

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

モデルケース(定率減税の廃止)

夫婦+子ども2人・給与収入700万円(年額)

| | 平成18年 | → | 平成19年 |
|-------|----------|---|----------|
| 住民税 | 196,000円 | | 293,500円 |
| ・定率減税 | △14,700円 | | |
| 所得税 | 263,000円 | | 165,500円 |
| ・定率減税 | △26,300円 | | |
| 合計 | 418,000円 | | 459,000円 |

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

定率減税は景気対策のため、平成11年度税制改正で緊急避難的な特例措置として導入した「税額から一定の額を控除する措置」で、その後の税制改正により所得税は平成18年1月分から税額の10%相当額を減額(12万5千円が上限)、住民税は平成18年6月分から税額の7・5%相当額を減額(2万円が上限)していましたが、最近の経済状況をふまえ、平成19年から廃止されます(所得税は平成19年1月分から、住民税は平成19年6月分からそれぞれ廃止)。

定率減税が廃止されます

モデルケース(高齢者非課税措置の廃止)

70歳独身・年金収入200万円(年額)

| | 平成18年 | → | 平成19年 |
|---------------|----------|---|---------|
| 住民税 | 19,900円 | | 37,300円 |
| ・定率減税 | △1,500円 | | |
| ・(住民税-定率減税)×½ | △12,267円 | | |
| 所得税 | 34,800円 | | 17,400円 |
| ・定率減税 | △3,480円 | | |
| 合計(税額) | 37,453円 | | 42,266円 |
| | 37,400円 | | 42,200円 |

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※年金収入200万円の人は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額が125万円以下なので、経過措置が適用されます。

平成18年から65歳以上の人を対象にした高齢者非課税措置の廃止を実施しました。その際、急激な税負担の増加を緩和するための経過措置として、平成17年1月1日現在65歳以上昭和15年1月2日以前生まれで前年の合計所得金額が125万円以下の人は、18年分は税額の3分の2を、19年分は税額の3分の1を減額する措置が採られています。ただし、20年分以降については、経過措置が終了するため、税の減額はありません。

高齢者非課税措置の廃止

※くわしくは成田税務署(☎28-5151)または市税務課(☎20-1513)へ。